

第1回

横浜国際港都建設事業

二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区

土地区画整理審議会

次 第

日 時 平成30年3月27日(火)
午後2時から
場 所 都市整備局
二ツ橋北部土地区画整理事務所会議室

挨拶

横浜市都市整備局市街地整備部長

はじめに

- ・土地区画整理事業における土地区画整理審議会の位置づけ ー参考資料
- ・事業概要及び事業進捗について ー事業パンフレット

議 題

1 審議会会議運営規程の制定について

ー資料(1) 審議会会議運営規程(案)

2 会長及び会長代理の選出

3 その他

- ・今後の土地区画整理審議会の予定について ー資料(2)
- ・神奈川県土地区画整理審議会連合会への加入について

ー資料(3)

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区
土地区画整理審議会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の議事手続その他審議会の運営について必要な事項を定める。

(会長及び会長代理)

第2条 審議会に会長及び会長代理1人を置く。

- 2 会長及び会長代理は、委員の互選により選出する。
- 3 会長及び会長代理の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 会長は、委員として審議会の議決に加わることができない。
- 6 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第3条 審議会は、市長が招集する。

- 2 委員は、招集の日時に指定の会議場に参集しなければならない。
- 3 審議会を招集するには、少なくとも会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、2日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議会を招集することができる。
- 4 委員は、事故のため会議に出席できないときは、開会の時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。

- 2 横浜市の有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書きの規定により会長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
- 3 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聞くことができる。
- 4 会議を非公開とする場合において、会場に会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議開催の事前公表)

第5条 会議を開催するに当たっては、会議の開催の日7日前までに、市役所又は区役所の掲示板に、次に掲げる事項を記載した会議案内(様式第1号)を掲示し、併せてホー

ムページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議が開催される場合は、開催の決定後、速やかに行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 第1項の会議案内は、市民局市民情報センターに備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場の受付で氏名及び住所を記入し傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、10人とする。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、定員を超えて傍聴させることができる。

（会議資料の配付）

第7条 会議を公開とするときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

（秩序の維持）

第8条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

（会場からの退去）

第9条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（開会・閉会）

第10条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(定足数に関する措置)

第11条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは会長は流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩又は閉会を宣告する。

(退席)

第12条 委員は、会議中は原則として退席できない。ただし、やむを得ず退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(発言)

第13条 発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならない。

2 発言は、議題外にわたることはできない。

3 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又は議事を中止することができる。

(議案の説明)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、横浜市の関係職員に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(採決)

第15条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣告する。

2 議案の採決は、原則として挙手により出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

(議事録の作成)

第16条 会長は、事務局に次の事項を記載した議事録を作成させなければならない。

(1) 会議の開催年月日、開会及び閉会に関する事項並びに開催場所

(2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名並びに議事に参与した横浜市職員の氏名

(3) 公開・非公開の別と非公開の理由

(4) 議事の概要

(5) 会議資料

(6) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならない。

3 議事録は、横浜市都市整備局に保存を依頼する。

(議事録の閲覧)

第17条 前条において作成した議事録は、会議を公開とした場合には、その写し等を議事録の確定後、二ツ橋北部土地区画整理事務所及び市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(審議会の事務)

第18条 審議会に関する事務を処理するために事務局を置き、横浜市職員をもってこれに充てる。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が委員の承諾を得て定める。

附則

この規程は平成30年3月 日から施行する。

様式第1号(第5条)

会 議 案 内

開催日時	会議名	開催場所	議 題	公開・非公開の別	傍聴者の定員	傍聴の申込方法	問合せ先
平成 年 月 日 時から 時まで							

今後の土地区画整理審議会の予定について

－資料（２）

第1回	平成30年3月27日（火） 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会会議規程の制定 ・ 会長及び会長代理の選出
第2回	平成30年5月 日（ ） 午後 時から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮換地へ向けての換地設計方針 ・ 土地の評価について 【諮問】 評価員の選任
第3回	平成30年7月	<ul style="list-style-type: none"> 【諮問】 換地設計基準 【諮問】 土地評価基準
第4回	平成30年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換地設計（案） ・ 個別説明について
第5回	平成30年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別説明の報告 【諮問】 仮換地案の任意縦覧について
第6回	平成30年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意縦覧の報告 【諮問】 意見書について
第7回	平成30年12月	<ul style="list-style-type: none"> 【諮問】 第1回仮換地指定について

※ 第1回仮換地指定までの予定です。

※ 仮換地案の任意縦覧等の状況により開催が増えることがあります。

※ その他事業の進捗に応じ適宜開催する必要が生じます。

神奈川県土地区画整理審議会連合会の概要

1 目的等

神奈川県内の（公共団体施行の）土地区画整理事業の円滑なる推進と達成を図るため必要な活動を行うことを目的としており、神奈川県県土整備局都市部都市整備課が事務局として運営しています。

＜主な事業活動＞総会及び役員会、幹事会、研修会、県外事業地調査等

2 会員等

神奈川県内で公共団体施行を行っている団体を対象とし、基本的に事業施行と同時に入会及び事業終了とともに退会となります。加盟団体は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、大和市、綾瀬市、寒川町（平成 29 年 11 月現在）です。なお、神奈川県は事務局となります。

また、各団体における代表として、各施行地区の土地区画整理審議会の会長、その他各団体の所管担当職員が各事業に参加します。

平成 29 年度神奈川県土地区画整理審議会連合会会員名簿

団体名	地区名	会員名	施行面積 (ha)	事業認可 年月日	役職
神奈川県	—	黒岩 祐治			
横浜市	金沢八景駅東口	小澤 一美	2.4	S61.12.5	理事
川崎市	登戸	小浪 博英	37.2	S63.9.16	理事
相模原市	麻溝台・新磯野第一整備	田所 昇司	38.1	H26.9.30	
藤沢市	柄沢	小池 眞一	49.6	S62.3.31	
藤沢市	北部第二（三）	亀井 一男	275.2	H4.3.25	
大和市	渋谷南部	松川 清	42.0	H5.12.1	副会長
綾瀬市	深谷中央	比留川 直幸	58.6	H6.8.1	理事
寒川町	寒川駅北口	大久保 俊夫	9.9	H4.6.1	会長